

法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成27年11月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.171
通巻271号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

11月の行事予定

2(月)	総務・研修合同委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
	総務委員会	19:00	玉川ボランティアビューロー
5(木)	税を考える週間の配布資料袋詰め作業	13:00	玉川税務署
	★第6・7・8支部合同税務研修講演会	18:00	丸三証券
6(金)	★女性部会第1支部料理教室	10:30	田坂様宅
	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	絆プロジェクト分科会	18:00	場所未定
9(月)	絵はがきワーキンググループ	13:30	法人会事務局
10(火)	★第9支部食医食のお料理教室	14:00	シュクランキッチン
11(水)	AEDワーキンググループ	10:00	法人会事務局
	★税を考える週間講演会	18:00	駒澤大学深沢キャンパス 120周年記念アカデミーホール
12(木)	★第1・2支部ゴルフコンペ	8:52	森永高滝カントリー倶楽部
13(金)	税制委員会	18:30	法人会事務局
16(月)	★献血活動	10:00	ニ子玉川ライブ・オークストリート
17(火)	第4回委員長部会長会議	18:00	法人会事務局
18(水)	ホームページワーキンググループ	10:00	法人会事務局
	納税表彰式	15:30	東郷記念館
19(木)	第10支部役員会	18:00	森建設
20(金)	全国青年の集い茨城大会	14:00	茨城県立県民文化センター
【たまでんBOARD12月号原稿締切】			
21(土)	★第9支部天空のコンサートin用賀	19:00	SBSビル23F
24(火)	組織委員会 正副役員会	17:30	法人会事務局
	広報委員会	17:30	玉川ボランティアビューロー
	第4回組織委員会	18:00	法人会事務局
	ワイン研究同好会	18:30	神田屋寿司
25(水)	絵はがきコンクール表彰式	16:00	玉川税務署
26(木)	正副会長会議	17:00	玉川区民会館
	常任理事会	17:20	玉川区民会館
	理事会	18:00	玉川区民会館
27(金)	★第4支部税務研修会	18:30	玉川区民会館

12月の行事予定

2(火)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
3(水)	第7回総務委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
4(木)	女性部会班長会	12:00	青柚子
10(水)	★第10支部年末交流会	18:00	未定
11(木)	【たまでんBOARD1月号原稿締切】		
14(日)	e-Tax普及推進協議会	10:30	玉川税務署
17(水)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	広報委員会	17:30	法人会事務局
22(火)	女性部会第11・12支部フラワーアレンジメント教室	10:00	上原様宅
28(月)	官庁御用納め		

11月・12月の行事予定は10月23日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

目次

11月・12月の行事予定	1
委員会・支部・部会活動報告	2
新入会員ご紹介	9
インフォメーション	10
玉川税務署からのお知らせ	11

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索 

委員会・支部・部会 活動報告

税制委員会

第32回法人会税制改正要望全国大会(徳島大会)

日時 10月8日(木) 14:00～
場所 徳島県徳島市
出席者 4名

今年の大会は、四国八十八ヵ所霊場第一番札所の霊山寺や、鳴門のうず潮の観光地を抱え、また阿波踊りでも有名な徳島県で、開催されました。

会場は、徳島阿波おどり空港からシャトルバスで30分、県立産業観光交流センター(アスティとくしま)。全国から約1,800人が参加しました。

■第1部 パネルディスカッション

「日本の里山に、こんな仕事・移住企業もありますよ～地方再生の独創的ビジネスモデル～」をテーマに、地方活性の旗手として今注目を集めているお二人のパネラーから報告がありました。(内容については、ホームページにて「株いろどりwww.irodori.co.jp」「イン神山www.in-kamiyama.jp」をご参照ください)

■第2部 税制改正提言の報告と大会宣言を採択。中原広国税庁長官を迎え、全法連柳田税制委

員長から平成28年度税制改正提言の概要説明があり、その後大会宣言の採択を行いました。

税制改正提言のポイントは、①税・財政改革のあり方②経済活性化と中小企業対策③地方のあり方④震災復興、その他です。(詳しくは、全法連ホームページ「全法連税の提言活動」をご覧ください)

大会の趣旨からして、税制改正提言書の全文読み上げや質疑応答等に、もっと時間を割いてもよろしいのではないかと思います。

参加者数が前年・前々年に比し減少している点が気になりましたが、全国から法人会の仲間が一カ所に集まり、侃侃諤諤の議論や和気藹々の交流を活発に行えれば、意義深い事業であると感じました。(大会の写真は玉川法人会ブログでも紹介しています)

来年は、10月20日に長崎県長崎市での開催が決定しています。

(税制委員長
大島光隆)



来賓の祝辞を述べられる
中原国税庁長官

研修委員会

知っ得★マイナンバー最新情報セミナー

日時 10月14日(水) 18:30～
場所 玉川町会会館
出席者 45名



講師の世田谷区共通番号制度準備担当課 加野様

10月14日(水)午後6時半から玉川町会会館にて研修委員会主催の「知っ得★マイナンバー最新情報セミナー」が開催されました。

10月からマイナンバーが届くこともあって45名の参加者が集まりました。一般の方も多数来場され、関心の高さが伺えました。

セミナーの内容は、1部が世田谷区共通番号制度準備担当課の加野様による「個人のマイナンバーここがポイント！」

2部が玉川税務署法人課税第1部門審理担当上席の木村様による「法人のマイナンバー最新情報」という、誰もが聞きたくなるような内容でした。特に加野様のお話は通知カードが手元に届いたらどうするのか、といった具体的な内

容で参加者は真剣に聞き入っていました。

質疑応答では、高齢者の一人暮らしで届いた通知を受け取りに出られない場合はどうしたら良いのか？など、現実的に起こりうる質問もあり、とても内容の濃いセミナーとなりました。

研修委員会では今後も継続してセミナーを企画していく予定ですのでぜひご参加ください。

(研修委員会 副委員長 阿部仁一)



講師の玉川税務署 木村審理担当 上席

社会貢献委員会

上級救命講習会

日 時 9月25日(金) 9:00～

場 所 玉川消防署

出席者 28名

社会貢献委員会主催の上級救命講習会を、去る9月25日(金)に東京消防庁玉川消防署において28名参加者のもとで実施いたしました。この上級救命講習会は、本年7月15日に玉川消防署で実施した普通救命講習会の上級編として実施された講習会です。

普通救命講習会は心肺蘇生の方法やAEDの使い方等を学ぶ3時間の初級講習会でしたが、今回の講習会は本格的に「人を助けるにはどうしたら良いか」とスキルアップしたそれぞれの思いを入れ、胸骨圧迫・心肺蘇生などAEDの機械も使い午前9時から午後5時まで、丸一日8時間缶詰状態での講習会でした。

受講者は会社の代表で参加した方や、個人参

加の人と様々でしたが、受講者の思いは「突然倒れた救護の必要な人を助きたい」という気持ちで受講に取り組まれていたと思います。

こうした救命講習会を受講していると、イザと云う時にきっと役に立つと思います。玉川法人会としてもこれからも実施していきますので、会員の有無に関わらずどしどしお申込みください。
(社会貢献委員会 神山典子)



イザという時のために真剣に受講しました

第1・2支部合同

日帰りバス研修探訪シリーズ 第四弾 『終戦70年 過去から未来への探訪』

日 時 10月15日(木) 奥沢駅8:20～

場 所 JAXA筑波宇宙センター他

出席者 23名

2015年10月15日、秋晴れの最高の天気の下、奥沢駅8時20分集合で研修バスツアーへと23名の参加者を乗せてバスが出発しました。

最初に向かったのは、茨城県の阿見町にある予科練平和祈念館。「予科練」とは「海軍飛行予科練修生」及びその制度の略ですが、旧海軍



JAXA 筑波宇宙センターにて

が昭和5年に始めた飛行の基礎訓練をするもので、14歳から17歳までの若い少年を全国から集めたそうです。中には特攻隊として出撃した人も多く、写真や本人の書いた遺書などを見るだけで、当時の厳しい世の中が垣間見え、せつない気持ちになりました。改めて、二度と戦争を起こしてはいけないと痛感しました。

次に「コワン ドゥ フルノー」というフレンチレストランでコース料理を堪能。前菜も、スープも、お料理も、デザートも、ワインと共においしくいただきました。お土産にバケツを頂いたのが嬉しかったです。

その次に、筑波実験植物園へ行く予定でしたが、途中の渋滞と昼食に時間が取られたことも



へえ～、これが宇宙服かぁ

あり、ここを飛ばしてJAXA筑波宇宙センターへ向かいました。

自由見学では経験することの出来ない、ガイド付きの見学ツアーを予約しておいてくださったので、ここから宇宙へと繋がっているのだと、とても興味深く見学すること

が出来ました。最初にスライドを見た後、構内を見学ガイドさんが添乗してバスで移動し、宇宙飛行士の基礎訓練を行う宇宙飛行士養成エリ



宇宙船からこんにちは

アを目の当たりにすると、いかに宇宙飛行士の責務が大変であるのか狭い限られたスペースで生活することの厳しさがわかり、正に選ばれた人しか宇宙へは行けないと感じました。

秋のきれいな夕日を見ながら帰りの道中、木村上席が作成した税金クイズで盛り上がり、当たった人へ宇宙食のカレーや、スカーフのプレゼントがありました。そして首都高からスカイツリーの青く光る塔や、オレンジに輝く東京タワーを眺めつつ、7時過ぎに無事奥沢へ戻る事が出来ました。

戦後70年の今、宇宙へと行けるようになった現在は、過去の犠牲や人々の努力のもとになりたっているということを感じた一日でした。

(第1支部 荒金智香子)

第3支部

尾山台フェスティバル

日時 10月17日(土)・18日(日) 13:00～
場所 尾山台ハッピーロード
出席者 20名

恒例の秋のイベントといえば、ご存知の尾山台フェスティバルです。今年は10月17日(土)・18日(日)の両日開催され、様々な食を扱う模擬店など活気溢れるブースが軒を連ね、大勢の人がハッピーロードを訪れていました。

土曜日の朝はあいにくの空模様でしたが、模擬店の販売開始時間のお昼ごろには雨も上がり、夕方には晴れ間も見られ、日曜日は朝から晴天が広がり、絶好のフェスティバル日和になりました。

私ども法人会の第3支部有志では、毎年行っている売店も好評でした。そして、税理士・社会保険労務士の先生方をお招きして、毎年恒例の「税金・労働・年金の個別無料相談会」と合

わせて、今年は「マイナンバー説明会」を開催致しました。「マイナンバー説明会」では、地域の一般の方々50名にお集まり頂き、世田谷区地域行政部 共通番号制度準備担当課長 丹波勇様をお招きして、尾山台地区会館のホールにて講話頂きました。



若林署長にも応援していただきました(中央)



今年の10月から順次通知されるマイナンバーの話とあって、当日に参加申し込みされる方も多く、

また質問なども多く頂き、当初30分の予定でしたが、1時間以上も説明を熱心に聞かれています。

フェスティバルも盛り上がりを見せ始めた頃、若林税務署長をはじめ、署の幹部の方々にもお越し頂き、またイータ君にも登場頂き、子どもたちから大人気で大いに盛り上がりました。

支部会員の皆様も楽しく参加され、多くの方々に支えられてこの活動を行うことが出来ました。皆様本当にありがとうございました。

(第3支部 広報委員 中岡正裕)



大変盛り上がったマイナンバー制度の説明会

第4支部

田植え・稲刈り体験学習

日時 9月26日(土) 7:00～
場所 新潟県魚沼市
出席者 48名

「田植え・稲刈り」体験学習では、租税教育の一環として、地元小学校の希望者とその保護者を中心に、新潟の魚沼まで貸切バスで、春に田植え・秋に稲刈りと年2回実施しています。

バスの中では、税務署から借りてきた税に関するビデオ鑑賞や、簡単な税のクイズを行ない、法人会の役員も大忙しで税の勉強を行なう一日でした。

参加した子ども達にとっては、手植えや手刈りで、都会では学ぶ事の出来ない貴重な体験を

する事ができたと思います。

(第4支部長 石井伸二)



大収穫の実りの秋



素足でたんぼの中はとても気持ち良い！！



美味しい「コシヒカリ」の稲刈り

第9・10支部合同

マイナンバー対応研修会

日時 9月30日(水) 18:15～20:00
 場所 世田谷区役所 用賀出張所
 3階活動フロアー
 出席者 9支部16名 一般8名 計24名
 10支部16名 一般6名 計22名
 合計46名+講師1名 総勢47名

第9支部、第10支部ともに2回目になるマイナンバー対応研修会は、今回は両支部との共催で行いました。50名ちかくの参加申込者に、急ぎよ外部から椅子の運びこみが必要になったほどです。いよいよ10月から個人と法人の番号が配布されることもあり、さすがに関心を持って臨まれた方が多かったのだと思われま

す。講師の玉川税務署の木村審理担当上席の説明は、前回に比べてかなり具体的な内容でした。支払調書や、源泉徴収票にどのように記載するのかなど、具体的な書き方やどのタイミングで書き込むかなど、詳しい資料に基づく説明が行われました。マイナンバーと本人確認についての留意点の説明もありました。併せて、マイナンバーの管理担当責任者や書類の保管方法などのルール作りも、それぞれの会社において考えなくてはなりません。

一通りの説明が終わると、質疑応答の場面では、次々と手が上がりました。従業員がマイナンバーを書く事を拒否した時には、会社としては強制することはできないことから、署からマイナンバーの記載がないと問われた場合、その時の経緯を説明できる様に記録を残しておいて

下さいということでした。

また、金融機関の借り入れなどで使用する源泉徴収票を本人に交付する際の記載方法など、答えはまだ確定したものではなく、個別の事例では検討すべきものもあるという印象でした。最後には、これを一方的な研修ではなく参加者の意見もフィードバックして欲しいとの声もいただきました。もちろん皆さんのご意見などは署に持ち帰り、たまでんBOARDなどでのお知らせや公式ホームページ等で、必ず回答をさしあげますと木村上席からの約束で、研修会を終えました。(第9支部 広報委員 松山ひとし)

【マイナンバー研修会での質問事項への回答】

Q 源泉徴収票の本人交付用には、本人(支払を受ける者)の個人番号を記載するようになっているが、支払調書には、本人(支払を受ける者)の個人番号を記載できないとなっている。この違いは何か。

また、源泉徴収票には、必ず本人(支払を受ける者)の個人番号を記載しなければならないのか。

A 源泉徴収票は、本人への交付義務がある書類であり、本人が税務関係の手続に使用するものであることから、本人の個人番号を記載することとしていました。それに対し、支払調書は、支払者が本人へ写しを交付する義務がない書類であることから、写しを交付する場合でも、個人番号を記載しないものとし、記載方法に違いが生じていました。

その後、10月2日付の財務省令で改正が行われ、源泉徴収票を含む以下の書類(P.11下段「個人番号の記載が不要となる税務関係書類」参照)について、個人番号の記載が不要となりました。これにより、本人に交付される源泉徴収票に個人番号が記載されないこととなりました。

第11支部

桜新町ねぶた祭り

日時 9月12日(土) 16:00～
 場所 桜新町商店街
 出席者 4名

桜新町に今年も「ねぶた祭り」がやって来ました。祭りの準備で商店街の役員の皆さんは、月初めより大忙しの様子でした。

商店街の殆どのお店は法人会の会員ですが、商店街以外の法人会員でお手伝いする係りは、

丸山支部長と鈴木サカエさん・渡邊さんそして私(中山)の4名です。

まず、ねぶた巡行の3時間程前から早々とねぶた祭りの見物に集まった人達に、大道芸を楽しんでもらう手伝いから始まることとなりました。この段取りは、ねぶた巡行をさらに盛り上げる為に例年実施しています。

お手伝いの役柄として、鈴木サカエさんは着付けの担当で、丸山支部長は、ねぶたの跳人(はねと=踊り手)になって頑張りました。渡邊

さんと私はピエロの会場整理の担当です。

ピエロが独楽(こま)を空高く投げ始めると、小さな子供から年配の方まで、じわじわと集まって来て、最初の風船芸を始める頃には黒山の人だかりとなり、ピエロのパフォーマンスに皆見とれていました。

会場整理係の渡邊さんと私は、子ども達があ

まりピエロの傍に近づかない様に注意する係でしたが、任務を忘れて自分達までもが見とれてしまう様な素晴らしい演技でした。

夕闇が迫るころ大道芸もお仕舞いとなり、ねぶたの巡行を待っていました。

(第11支部 中山豪夫)

第11・12支部合同

介護保険制度について

日時 9月29日(火) 18:30～
場所 玉川区民会館
講師 一般社団法人 全国育児介護福祉協議会
ケアマネージャー 福元圭子氏
出席者 11支部 9名
12支部 13名

65才以上を高齢者とよびます。全国で65才以上が3,384万人、80才以上は1,002万人(27年9月現在時点総務省推計)。

最近、医療の進歩と共に寿命が延び、平均寿命が男性80.21才、女性86.6才となっており、昔は人生50年などと言われていた時代が嘘のようです。

又、特別養護老人ホームの入所対象が原則要介護3以上となり、現在入所希望者が52万人待ちという状態です。

国でも27年の改正に伴い「要介護3以上」と

なり、要介護1、2の軽度者は訪問介護、通所介護の予防給付の対象から除外されます。

一番理想とするのは「ピンピンコロリ」といけば本人も周囲の人も思い通りなのですが、まず無理といえるでしょう。

自分だけはぜったい介護には関係ないと思っている人は多いと思いますが、現実には両親また夫婦のどちらかがそうなった場合、退職して面倒をみている方がいかに多いかがわかりました。

よく新聞、テレビで紹介していますが、施設に多額の金額を納めて入所させても、中で虐待にあったり、家族が面倒をみている場合でも一番虐待するのは息子だということです。

【介護の過信5ヶ条】

- ①私は介護にならない
 - ②家族がいるから心配ない
 - ③お金があるので大丈夫
 - ④40才から介護保険に入っている
 - ⑤施設に入るから大丈夫
- 以上皆さま、いかがお考えでしょうか？

(第12支部 広報委員 末次顕子)

税務研修会

日時 10月16日(金) 18:00～
場所 桜新町区民集会所 1階会議室
出席者 23名

10月16日(金) 第11・12支部合同で税務研修会を開催いたしました。

- ① 『マイナンバー制度のポイント』
講師 玉川税務署 木村宏上席



10月初めからマイナンバー(個人番号)が通知され、10月末には法人向けの法人番号(13桁)が指定されます。平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になり、申告書や法定調書の様式が変わります。

申告書や法定調書への番号記載時期や番号の猶予規程が設けられている法定調書等も教えて頂き、まだまだ理解が不十分ですが勉強させて頂きました。

- ② 『相続 終活研修会』
講師 上級葬祭カウンセラー 鈴木優治氏
「終活とエンディングノート」というテーマでお話を頂きました。
終活という“人生の終わりのための活動”は



講師の鈴木優治氏

自分が元気なうちはなかなか考えられないと思いましたが、元気なうちに考え、エンディングノートを書いておくことが大事であると教えて頂きました。核家族化が進み、昔のように子供夫婦に介護してもらえる環境ではなく、介護施設に入らなければならない事例が増えております。

他人事ではなく、自分に置き換えて“終活”を考えていきましょう。

③ 『相続が“争続”』

講師 弁護士 白川久雄氏
自分の担当された相続問題の事例を挙げて詳しく説明して頂きました。

相続が“争続”にならないように“遺言書”が必要だと思います。

盛りだくさんの内容で時間が十分に取れなかったので少し残念でした。

(第11支部 石井靖久)



講師の白川久雄氏

青年部会

第6回 和太鼓コンサート

「太鼓でむすぶ地域の絆」

日時 10月4日(日) 16:00～
場所 玉川区民会館ホール
出席者 約500名 (一般参加者含む)



勇壮な和太鼓の演奏

平成27年10月4日(日)16時から等々力駅前の玉川区民会館ホールにて第6回和太鼓コンサート「太鼓でむすぶ地域の絆」が「太鼓で日本を元気に」を合言葉に、主催：玉川法人会(共催：太鼓でむすぶ地域の絆の会、協賛：東京世田谷南ロータリークラブ、後援：世田谷区教育委員会)にて開催されました。

今年の出演者は稲城市に拠点を置く「鼓遊(こゆう)」さんをはじめ、東深沢小学校PTAの方々の「鼓桜(こおう)」さん、「鼓粋(こいき)」さん、そして東深沢小学校児童の方々の「こざくら」さんで、474席の会場は満席となり大盛況でした。

今年も開場の1時間ほど前から行列が見られたので少し早めて開場し、16時に開会となりました。最初に主催者代表として玉川法人会坂東副会長より挨拶があり、当日ご参加頂いた玉川税務署若林署長のご挨拶と同時にイータ君も舞台に登場し、e-Taxの広報活動が行われました。

第1部の約45分間、素晴らしい太鼓の音が響き渡りました。太鼓の音は耳からだけでなく身体に振動が伝わってきます。会場内の全員が迫力ある演奏を身体で感じ清廉な雰囲気になりました。

15分の休憩時間には当法人会会員の「パイ焼き窯」さんの特製クッキーも販売されましたが直ぐに完売となりました。また太鼓を通した青少年育成のための活動資金の募金も実施し、ご来場の方から多くのご協力をいただきました。

第2部は特別出演の「こざくら」さんの演奏から再開し、続いて「鼓桜」さん、「鼓粋」さんの演奏と続き、日頃の練習の成果を思う存分に発揮された素晴らしい内容でした。

最後のとりはもう一度「鼓遊」さんが登場して、迫力ある演奏をご披露して頂きました。会場からのリクエストでアンコール演奏もあり名残り惜しい雰囲気でしたが、高橋進大会会長の挨拶で閉会となりました。

閉会後は、演奏者および関係者で来場者のお見送りをしましたが、皆様からは「来年もまた是非来ます！」と多くのご声援を頂き来年への励みとなりました。

(青年部会 副部会長 豊嶋啓聡)



太鼓のコンサートは毎年満席の大盛況です

SKTボウリング大会

日 時 10月19日(月) 18:30～
場 所 オークラボウル
出席者 15名

去る10月19日に、毎年恒例の“SKTボウリング大会”が、オークラボウルにて開催されました。

玉川法人会青年部会からは、大会後の懇親会もあわせて、15名が参加しました。

昨年優勝の世田谷法人会青年部会を倒すべく、のぞんだ、今回の大会でしたが、世田谷法人会青年部会の連覇という結果でした。

そしてお楽しみの懇親会では、約半年を通じて、様々な事業で一緒に活動をしてきた、SKTのメンバー同士が更に懇親を深め、また、「せたがや産業フェスタ2015」やSKT連絡会に全国青年の集いなど、今年度後半の事業を成功させるべく、とても盛り上がったイベントとなりました。

(青年部会 副部会長 兼益宏行)



ボウリング大会
大変盛り上がりました

女性部会

女性部会バス日帰り研修会

日 時 10月2日(金) 8:00～18:20
玉川高島屋本館裏 (タクシー乗り場)
場 所 茨城県つくば市
出席者 30名



楽しかったバス研修会

毎年恒例となりました女性部会のバス研修会は、本年は茨城県つくば市を中心とした研修会の実施となりました。行先は、柴沼醤油醸造工場見学を始め、筑波ハムの直売所で買い物を行い、そして牛久大仏を車窓から望み、心霊スポットで有名な鹿島神宮で参拝を行い、大変盛りだくさんの中身の濃い研修



女性部会「きれいどころ」の勢揃い

会でした。もちろん昼食は有名な湯葉懐石料理で、参加された女性部会の皆さんは、心も体もスッキリとリフレッシュすることが出来、今後の行事に向けて大いに英気を養うことができる研修会となりました。

(女性部会 副部会長 神山典子)

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第6支部

会 社 名：ファニーワン株式会社
代 表 者：杉山 とも子 (スギヤマ トモコ)
会社所在地：世田谷区上野毛2-20-2
電 話：03-6337-7171
E-mail：sugiyama@sug-house.co.jp
ホームページ：http://funnywan.jp
業務内容：ペットアクセサリー販売&カフェ

世界中でここだけにしかないワンちゃんの首輪アクセサリーの販売・キーホルダー等小物販売。狭い店内ですが、気学や風水を取り入れた心地良い空間で美味しい珈琲と軽食をご提供させて頂いております。どうぞ、ちょこっとお立ち寄り下さいませ。



information

●詳細は玉川法人会ホームページをご覧ください

申込みは 法人会事務局まで
FAX 03-3707-4992

どなたでも参加できます

【入場無料】

税を考える週間講演
三橋貴明氏(株)経世論研究所の
「日本経済ダメ論の嘘」
～日本は本当にヤバイのか～

- 11月11日 18:00～
- 駒沢大学深沢キャンパス
120周年記念アカデミーホール

【入場無料】

第6・7・8支部合同
「**税務研修会**」

- 11月5日 18:00～
- 丸三証券
二子玉川支店 セミナールーム

「**決算法人説明会**」

- 11月6日 13:30～
- 玉川税務署 3階会議室

第9支部

「**食医食 お料理教室**」

- 11月10日 14:00～16:00
- シュクランキッチン
用賀4-17-7TUKASABビル2F
- 定員 12名
- 受講料:2,500円

「**天空のコンサートin用賀**」

- 11月21日 19:00～
- (株)東京組シヨールーム(SBSビル23階)
- 定員 50名
- 参加費:1,000円

【入場無料】

第4支部

「**マイナンバー研修会**」

- 11月27日 18:30～
- 玉川区民会館 4F 第5集会室
- 講師
税務署幹部職員
区、共通番号制度準備担当官
- 定員:40名(先着順)

会員参加限定です

【参加費 10,000円】

第11・12支部 女性部会

「**フラワーアレンジメント教室**」

- 12月22日 10:00～14:00
- 上原邸(中町5-13-16)
- 参加費用:10000円(花・昼食代)
- 持ち物:ハサミ・剣山・花器・袋
- 締め切り: 11月25日

第1・2支部

「**ゴルフコンペ開催**」

- 11月12日 8:52～スタート
- 森永高滝カントリー倶楽部
- 費用
参加費:3,000円
プレー代:13,000円
交通費:2,000円(奥沢駅よりバス)
- 募集数:20名(先着順)

玉川税務署からのお知らせ

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

**本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への
個人番号の記載は必要ありません！****改正の概要**

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

**個人番号の記載が不要となる税務関係書類
（給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。）**

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

会員の皆さまへ

変更がございましたらお知らせください。

下記項目にご記入の上、FAXにて玉川法人会事務局まで送信してください。

(公社) 玉川法人会宛

【連絡先記入欄】

年 月 日

会員名および 代表者名		TEL	
----------------	--	-----	--

【変更届】※変更箇所のみご記入ください

所在地	〒		
フリガナ 法人名			
フリガナ 代表者名			
業種			
資本金		決算期	
TEL		FAX	
メール アドレス			
その他 変更事項			

変更届の FAX 番号 03-3707-4992

会費の納入方法や口座変更の場合は用紙が異なりますのでお電話ください。TEL 03-3707-8668

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

27年11月分の源泉所得税の納付期限	27年 12月 10日 (木)
27年 9月決算法人の確定申告期限・納付期限	27年 11月 30日 (月)
28年 3月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	27年 11月 30日 (月)
消費税の中間申告期限・納付期限	27年 11月 30日 (月)

消費税の
期限内納付を
お願いいたします。

27年12月決算法人の第3四半期分、28年3月決算法人の半期分・第2四半期分、28年6月決算法人の第1四半期分